

令和 3 年度新規事業の概要について

1 プラスチック削減対策

(1) 背景

プラスチックは、生活に利便性をもたらしている一方で、多量な使用や不適切な廃棄により、廃棄物処理や海洋ごみ、地球温暖化等の国際的な環境問題を引き起こす原因となっており、SDGs（持続可能な開発のための 2030 アジェンダ）においてもその対応が求められているところである。国は、令和元年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、その取組の一環として、令和 2 年 7 月から「レジ袋有料化の義務付け」を実施した。さらに、昨今は新型コロナウイルス禍による生活様式の変化に伴い、使い捨てプラスチックの利用が増加している。これらの状況を踏まえ、区ではプラスチック削減に向けた取組を推進している。

令和 3 年 3 月に「目黒区使い捨てプラスチック削減方針」を策定し、一事業者として率先し行動する姿勢を示すとともに、区民や区内事業者等へ取組を喚起するため、区報やホームページで当方針を公表している。

(2) 3R 推進に貢献する飲食店等への支援

(ア) エコテイクアウト補助金事業

使い捨てプラスチック製容器包装の代わりに紙製などの環境に配慮した容器包装を導入する事業者等への費用補助

(イ) 「プラごみゼロ」クーポンキャンペーン（9 月頃開始予定）

テイクアウトを利用する際にマイ容器を持参したお客に対して、割引するキャンペーンを実施

(ウ) 普及啓発

上記（ア）（イ）の参加事業者に、プラスチック容器包装分別等の普及啓発リーフレットについて配布協力を依頼

(3) 動画によるプラスチック削減の情報発信（1 月頃公開予定）

アニメーション動画、有識者等の対談動画による啓発

2 食品ロス削減対策

(1) 背景

2015（平成 27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」（SDGs）において食品廃棄物の削減が掲げられたことを受け、我が国では食品ロス削減に向けた取組が活発化しており、令和元年 10 月に食品ロスの削減を推進するため、「食品ロス削減推進法」が施行された。食べられるにもかかわらず廃棄される「食品ロス」が国内では年間 600 万トン発生しており、そのうち 276 万トンが家庭から排出される食べ残し、過剰除去、直接廃棄によるものとされている（平成 30 年度推計）。

区では、年間約８００トンの未利用食品が廃棄されている状況（平成２７年３月基礎調査報告書による推計）であり、食品ロス削減対策の強化を図っている。

(2) フードドライブ支援

事業者、学校、商店街等が実施するフードドライブに対する支援として、リーフレットの配布や、必要な物品（回収ボックス、のぼり旗）の貸出、費用補助を行う。

(3) 食べきり協力店の意見交換会・食品ロス削減講演会（調整中）

食品ロスを取り巻く最新情報を提供するため、「食べきり協力店」の意見交換会及び食品ロス削減講演会を実施する。

以 上